

令和3年10月1日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	34	受理年月日	3 . 9 . 15
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>柳下 剛 西村 くにこ 楠 梨恵子 近藤 大輔</p>	
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、令和四年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>令和四年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

請願番号	37	受理年月日	3.9.22
件名	国に対して、被児童虐待経験のある大学生等が生活保護を受けられない運用を改めることの見解書提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	神倉寛明		
第1 請願の要旨	<p>生活保護法に基づく、現行の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）によると、児童虐待の被害者が、避難に際して一時的に生活に困窮した場合であっても、大学生等の身分を有すると、原則として、生活保護を受けることができません。</p> <p>児童虐待の被害者などセーフティネットが必要な大学生等が、夢や希望を諦めることなく社会に巣立つことができるよう、生活保護制度の柔軟な運用に加え、大学生等を支援する制度の拡充など、重層的な支援で大学生等を支えることを求める意見書を、神奈川県議会が国に提出していただきたく請願申し上げます。</p>		
第2 請願の理由	<p>1 逆境にある子ども・若者へのセーフティネットとして機能を果たさずかつ悪影響を及ぼしていること</p> <p>(1) 大学生等である児童虐待の被害者が生活保護を受けられないこと</p> <p>ア 避難に際して生活保護を受けられないこと</p> <p>上述しましたように、現在、現行の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「昭和38年通知」といいます。）による運用の下では、夜間大学生や稼働能力がないと認定された者を除いて、大学生等は生活保護を受けることができません。</p> <p>そのため、児童虐待（以下、「虐待」といいます。）の被害者が、18歳になって避難した場合、大学生等という身分を有する又は大学等に進学したいと希望すると、生活保護を受給することが原則できません。</p> <p>上記被害者のうち、18歳といった高年齢になってから避難する者の中には、高校卒業と大学入学のために、保護者からの身体的、心理的、性的虐待を我慢し続け、まさに命と引き換えに大学生活の切符を得てから、避難をする者もおります。</p> <p>一方で、こういった被害者については、財産も身寄りもなく避難することもあり、また後述するように現行法制度では使用できる制度が十分ではなく、支援につながるまでのタイムラグもあり、一時的に生活保護が必要なことが珍しくありません。</p> <p>ところが、現行運用ではこのような被害者が、一時的にすら生活保護を利用できない実情になっており、あまりに過酷な状況となっております。</p> <p>イ 中村舞斗氏のご経験</p> <p>当職とともに署名活動をしている、虐待どっとネット代表理事の中村舞斗氏は、就労して貯金をしてから大学に進学したものの、大学在籍中に児童虐待の後遺症によるフラッシュバックが起こるようになり、アルバイトで生活費を賄えなくなりました。生活保護の窓口で、一時的に生活保護を受けられないか相談しましたが、大学生であることを理由に断られてしまい、絶望の淵で自死を図るに至りました。幸い未遂に終わり、治療につながることはできましたが、生活を維持するためには大学を中退するしか選択肢がなく、社会復帰までに8年もの時間を要されたそうです。</p> <p>中村舞斗氏ご自身のお力や人柄で、社会復帰できたものの、このような悲しい経験を</p>		

する人は、もう1人たりとも増やすわけにはいきません。

(2) 現行の運用による今の子ども・若者への影響

現行の運用では、今まさに被害にあっている子どもや、現在大学等在籍中の若者が、虐待親等から避難したいと考えても、避難後に、大学に在籍したまま生活する目どが立たず避難を断念し、その後も虐待を甘んじて受けることを強いることになりかねません。特に現在のようなコロナ禍で生活基盤が安定しづらいなかでは、一層、避難をちゅうちょすると思われれます。

昭和38年通知による運用が、子ども・若者に対して虐待を受けることを強いている可能性すらあるのです。

(3) 家計急変者等、セーフティネットが必要な大学生等が存在すること

虐待被害者だけではなく、家計が急変してセーフティネットが必要になることもあります。

大学等に入学した際には、出身世帯の収入が安定していたけれども、その後家計を担う者が病気になった、職を失った、死亡したというような場合にも、一時的に生活困窮することがあります。

このような場合に、大学費用の無償化や給付金の充実による救済も重要ですが、そういった支援や給付があっても、一時的にセーフティネットが必要となります。

虐待からの避難も、家計の急変も、若者のせいではない逆境という意味では同じです。逆境にある若者へのセーフティネットが、機能していない状況だと評価できます。

(4) 小括

このように、昭和38年通知による運用は、虐待被害者や家計急変事由があった若者たちが、大学生等の身分を有する又は大学等進学を希望すると、セーフティネットとして機能していない状況にあり、また、そのことにより、逆境にある子ども・若者たちに悪影響を及ぼしております。

直ちに、セーフティネットが必要な大学生等が生活保護を受けられる例外的運用を認め、逆境にある子ども・若者たちへ、避難しても大丈夫な社会であるとメッセージを送ることが必要不可欠です。

2 社会情勢の変化が反映されていないこと

昭和38年通知が発出された当時は、大学進学率が12%（女性大学進学率3.9%）で、大学に進学できる者は裕福な家庭の出身者であると推測されることや、学生生活自体が「ぜい沢」と評価できるという背景もありました。そのため、大学生等に対して生活保護を支給しないという運用も一定程度理由のあるものでした。

しかしながら、同通知から55年以上が経過し、社会情勢は大きく変化しております。文部科学省「学校統計」によれば、令和2年度の高等教育機関（大学（学部）・短期大学（本科）入学者等）進学率は83.5%に達しており、もはや、大学等に進学することは一般的なこととなっております。「ぜい沢」と評価することはできなくなりました。

3 現行の運用では自立が遅れる場合があること

(1) 不必要に自立を阻む場合があること

現行運用では、上述したような被害者が生活保護を受けるためには、大学等を休学、退学等することを余儀なくされます。そのため、仮に、あと数か月で大学等卒業できる虐待被害者が、緊急事態宣言の余波によりアルバイト収入がなくなり一時的に生活保護が必要になる場合でも、一時的に生活保護を受けるためには、休学をする必要があります。

しかし、卒業間際で休学してしまえば、その年度での卒業ができず、少なくとも翌年度の半期分の学費の半額は発生してしまうため、結果的に支出が増えますし、在学期間が延びた結果、自立までの期間も無用に延長されてしまいます。

就労のための自立の促進に向けて平成26年に生活保護法の一部改正をしたにもかかわらず、不必要に自立を阻む運用が残っているのです。

(2) 長期的にみれば卒業のほうが自立に資すること

ア 実質的な就労能力について

虐待被害者は、虐待により心身に重大な影響を受けていることが多く、虐待親から避難したとしても、すぐに就労できないことや、すぐに就労したいと本人が望んでも、それが医療的に推奨できないこともあります。

虐待親から避難した被害者を退学に追い込んで生活保護を支給した場合、当面の間は当該被害者に生活保護費を支給する必要がありますが、大学生等は就労に向けた訓練等を行っていないことが多く、心身が回復した後も直ちに就労できるとは限りません。

そうであれば、むしろ、被害者に生活保護を受給しながらの在学を認め、通常の就職活動をしてもらった方が、より就労が確実になるといえます。

したがって、大学を卒業する方が、結果的に自立に資することも多いと考えられます。

イ 生活保護からの自立について

加えて、令和2年度の賃金構造基本統計調査では、高卒の平均月収は17万7700円、一方大卒の平均月収は22万6000円とされており、ボーナスを考慮せず単純に12か月で計算しても、高卒と大卒では、年額57万9600円の差が出ます。長期的にみれば一時的に生活保護を受けることがあっても、大学を卒業する方が、生活保護からの自立に資する側面もあります。

4 子ども・若者への支援の手を重ねる必要があること

(1) はじめに

子ども・若者への他の支援があるから、大学生等については生活保護が必要ではないという意見もありうるため、その点について念のため申し添えます。

(2) 虐待被害者の子ども・若者への支援が十分ではないこと

ア 児童相談所が支援できていないケースも多いこと

児童福祉法第4条第1項本文が、「児童」を18歳未満と定義するため、高校生であっても18歳になった若者は、専門機関である児童相談所の支援が原則として受けられません。また、虐待通告年齢が高年齢となると、児童であっても児童相談所が児童養護施設に措置をすることは難しく、実質的に十分な支援ができません。こういった子ども・若者は、措置されていない以上、18歳未満から継続して措置を受けている場合の「措置延長」や「児童自立生活援助事業」は利用できません。

一方で、虐待においては、保護者から受ける虐待行為が「しつけ」や「罰」などという名のもとに行われることが多く、保護者の行為が虐待であると子どもが認識できないことが珍しくありません。そのため、児童虐待の被害者のうち、児童相談所による支援を受けられていない子ども・若者の数は、相当数に上ります。

イ 児童自立生活援助事業だけでは不十分であること

このような被害者について現行法制度でも、利用できる支援自体はあります。それは、子ども用のシェルター等から自立援助ホームにつながるなどして、児童自立生活援助事業を利用するという手段です。

しかし、子ども用シェルター自体は県内に1施設しかなく、入所ができないことも珍しくありません。児童自立生活援助事業を利用できるのはごく限られた若者に限られます。利用できなかった子ども・若者へのセーフティネットが必要です。

また、運よく子ども用シェルター等に入所できるとしても、入所待ちの時間があることがほとんどです。女性用シェルターやシェアハウス等で待つことも多いですが、その間は上記事業を利用できないので、やはりセーフティネットが必要です。

ウ 小括

このように、児童虐待の被害者である子ども・若者の多くが、セーフティネットとしての生活保護を必要としています。しかし、現行の運用では、例えば、学費は無償で、夏休み中の避難で実際には登校等しておらず、かつ、慎ましやかな生活で医療受診だけが望みだとしても、生活保護を受給して医療を受けることすらできません。

(3) 家計急変のあった大学生への支援が十分でないこと

生活困窮自立支援法第3条第3項に基づく「生活困窮者住居確保給付金」があるといわれることもあります。しかし、同給付金の対象者には、前述したような虐待で逃げてきたばかりの子ども・若者はもちろん、出身世帯からの仕送りと自身のアルバイトで就学してきた子ども・若者なども該当しません。

また、対象者となるようなアルバイトで生計をたてている子ども・若者についても、給付内容が住居費用に限られており、最低限必要な医療費すら賄われない内容となっております。

やはりここでも、生活困窮自立支援法からこぼれ落ちる子ども・若者のためのセーフティネットが必要です。

(4) 支援の手は重ねるべきであること

生活保護は、最後のセーフティネットです。他の様々な支援があっても、それでも抜け落ちてしまった子ども・若者の最後のセーフティネットとして機能する必要があります。

現在、国や自治体においても、様々な知恵が出されて、多種多様な子ども・若者支援がされていると思います。そういった支援の手が広がっていくことは本当にありがたく拝見しております。しかし、それでもその支援にアクセスできない子ども・若者の存在があります。そのような観点から、支援の手は、みんなで重ねていくことが重要となります。

孤独に困窮した子ども・若者が、希望を求めて生活保護の窓口に来てくる可能性があります。最後のセーフティネットとして機能できるよう、運用を変更して頂きたいと存じます。

5 世論の賛同もあること

当職が、令和3年8月25日Twitterで「虐待を受けた子どもが18歳になってから親元から逃げると児相は原則取扱いできません。頼みの綱は生活保護です。でも大学生はダメなんです。たとえ18歳でも。逃げたばかりでも。行かせてあげたい…。医療費分だけでもいいんです。生活が安定するまでだけでも。どうか選択肢をください…。」と記載したところ、大きな反響を得て、令和3年9月8日現在、2405件の引用・リツイートがあり、6111件のいいねがありました。

その後、NPO法人虐待どっとネットが署名活動を開始しましたが、同署名活動は、令和3年9月8日現在、同年8月28日から始めた電子署名で12日間のみで既に合計2万7845筆の賛同を得ました。

批判的な連絡は皆無に等しいほどなく、多くの世論の賛同があります。

6 総括

昭和38年通知に基づく運用については、迅速に改める必要性があり、また改めることについての世論の賛同もあります。

児童虐待の被害者などセーフティネットが必要な大学生等が、夢や希望を諦めることなく社会に巣立つことができるよう、生活保護制度の柔軟な運用に加え、困窮した大学生等を支援する制度の拡充など、重層的な支援で大学生等を支えることを求める意見書を、神奈川県議会が国に提出していただきたく請願申し上げます。

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <p>(1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査</p> <p>(2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査</p> <p>(3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査</p> <p>(4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	59	付議年月日	2 . 1 2 . 2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせることで日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p>			

陳情番号	61-1	付議年月日	2. 1 2. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。 2 県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。 3 すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。 4 <u>学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u> 			

陳情番号	70	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	神奈川県立障がい者福祉施設「あり方検討」の継続と関連する「県障がい福祉計画」の拡充について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情の要旨			
<p>1 この3月で終了予定の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下、「検討部会」）を発展的に改組して、2003年と2013年に続く第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付けてください。</p> <p>そして、委員を一部の有識者や関係団体代表に限らず、当事者やご家族、現場職員などの意見が幅広く反映される形で、十分な時間をかけて継続するとともに、その結果を現在進められている各施設の指定管理者選定作業に反映させてください。</p> <p>2 「虐待ゼロの実現」や「身体拘束によらない支援」など、施設における支援の一般的な視点だけでなく、2月1日付け「検討部会」報告書骨子（案）にも指摘されているように、県立施設に今後求められる役割と機能面、管理運営面などの視点から、総合的に検討してください。</p> <p>3 上記の2と関連する内容を含んだ県障がい福祉計画（第五期）における「施設から地域へ」という大切な目標を具体化するために、重度障がいがある人たちでも地域で安心して暮らし続けることができるような「神奈川方式の給付」制度を実現し、必要な予算を拡充してください。</p>			
陳情の理由			
<p>「津久井やまゆり園利用者支援検討委員会」（以下、「検討委員会」）を改組した「検討部会」では、昨年7月から精力的な議論が行われています。残念ながら、この陳情を行った時点では報告書がまだ出されていませんが、2月1日付け骨子（案）を読む限りでは、「虐待ゼロの実現」、「身体拘束によらない支援」、「意思決定支援」といった、民間も含めた施設共通の課題は整理されたものの、「県の障がい福祉行政」、「県立施設の役割」などは今後の検討に委ねられています。</p> <p>昨年12月の厚生常任委員会でも、自民党委員の方から、「今年度の論議をふまえ継続して、あり方自体の検討をし直す時期にきている」との要望が出されました。県立障がい者福祉施設のあり方検討は、これまで2003年と2013年に二回行われましたが、すでに10年近くが経過しており、かつ津久井やまゆり園事件を契機に新たな課題が提起されています。</p> <p>しかし、今回の「検討部会」は当初から2021年3月までと制約され、諸課題の全般的検討ができていません。対象も6施設であり、県総合リハビリテーションセンターの3施設は除かれました。したがって、この「検討部会」を発展的に改組して、第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付け、より総合的な検討を進める必要があると私たちは考えています。</p>			
<p>1 新たな検討会議の構成と運営方法について</p> <p>(1) 当事者のニーズやご家族の実情をふまえ、民間施設などの関係諸団体職員や市町村からの</p>			

要望も組み入れるために、一部の有識者や関係諸団体代表だけに限らず、幅広い参加の場をつくり、県民の意見を十分反映できる形にして、必要に応じては課題ごとのワーキンググループも設置してください。

- (2) 将来を見とおして、短期・中期・長期的視点で、時間をかけて検討してください。例えば、千葉県では2013年の袖ヶ浦福祉センター事件の後、2020年まで足掛け8年の検討の場を積み重ね、最終段階では福祉関係諸団体から幅広く24人が参加しています。
- (3) 3月で終了予定の「検討部会」でも、その結論を反映させるという趣旨から、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園だけでなく、三浦しらとり園の再指定やさがみ緑風園の新規指定も、全て2023年4月スタートでそろえられています。したがって、その検討を2021年度以降も継続させる場合には、必要に応じて既存の作業スケジュールを再度見直すことも視野に入れてください。

2 今後の県立施設に求められる役割と機能、管理運営方法の総合的検討について

- (1) 2月1日付け骨子（案）では、「県立施設の支援の停滞」、「利用者目線の支援に転換」できていない、「変化していく時代の波に対応」できていないなどと指摘されており（p24）、それ自体は率直に反省すべきことです。しかし、その原因のひとつとして、過去二回のあり方検討で、県立施設は「民間では受け入れ困難な重度の障がい者」を対象とする入所機能に特化すべきだと結論付けられたことがあります。

- (2) 第二の原因としては、2006年に施行された障害者自立支援法の前進面が活かされていないことです。例えば、日中活動の場と生活の場が区分され、入所施設の内だけで日々の暮らしが完結せずに地域へ広がり、利用者のニーズに合わせたサービスの組み立てができるようになりました。

しかし、県立施設は2003年までに再整備が全て完了しているので、先進的な民間施設と比べて、設備構造面でも運営面からも、この制度的前進を活かすことができていません。最近、津久井やまゆり園から横浜市内の民間施設に移り、生き生きとした自分を取り戻せた事例が、知事の言及もあって話題になりましたが、この前進面も影響しています。暮らしの豊かさが基本的に違うためです。

- (3) 第三の原因としては、入所機能を可能な限り「有期限」、「通過型」にして、地域生活移行を準備し、促進することが出来にくい体制になっていることです。

県の役割は広域支援という考え方を機械的に適用し過ぎたため、直接的な地域支援は市町村や民間の役割とされ、県立施設は通所部門やグループホームなどの多様な機能を設置することができなくなりました。そのため、今の施設に不可欠な、地域生活移行の支援を具体的に展開することが難しくなり、先進的な民間施設に遅れをとっています。「有期限」、「通過型」という方針が単なるスローガンで終わっているのです。

これらの諸原因が重なったことから、今後の県立施設に求められる役割と機能が偏り、時代に対応できなくなっていると私たちは考えていますが、それを改善していくことは十分に可能です。改めて、利用者目線の立場から、役割と機能、管理運営のあり方を総合的に検討してください。

- (4) また、県立施設は不要だとするのではなく、その強みを活かして、地域の暮らしを支援す

る諸機能を整備し、民間と連携した圏域の拠点施設となることが求められます。

入所機能に偏った現体制では、例えば中井やまゆり園「かながわエース」の職員が悩んでいるように、強度行動障がいがある人の支援を地域へ直接出向いて積極的に行うこともできません。県立としての強みを活かして、圏域の民間事業者と連携した拠点施設としてのあり方も追求できます。

- ア 十分な空き定数枠により緊急入所を含む地域のニーズに即応する
- イ 地域生活移行準備の場と専任の担当セクションを設置する
- ウ 民間の先進的な支援の実例を集約する研修情報センターを併設する
- エ 国への提言を見通した県単独の制度を試行的に実践する など。

(5) 次に、管理運営面では第一に、指定管理者制度をより適切に運用する方途を検討してください。2月1日付け骨子（案）には、「ある意味でもう県立の役割はないということかもしれない」（p27）といった批判もありますが、前述の役割や機能面とともに、指定管理者制度の運用を改善する可能性、例えば県の責務や指定管理者のガバナンス体制などを具体的に検討すべきだと私たちは考えています。

ア この制度は事業者が定期的に変わる可能性があり、暮らしの場である施設には本質的になじみにくい仕組みをもっています。2019年12月の知事発言以降に共同会との間で起こった一連のあつれきも、あるいは、今年度末の川崎市立特別養護老人ホームで起こった混乱もこれに起因します。仮に事業者が交代するとしても、利用者と職員との信頼関係が壊されないように、担当職員はそのまま次の事業者が雇用できるような基本契約が必要です。

イ 社会福祉法人の財政運営はどこも厳しいため、指定管理料が十分でないに必要な職員配置が困難になり、県立施設としての機能を発揮しにくくなります。また、経費節減の自己努力を求めすぎるのも、マイナスになりかねません。

一般の民間施設よりも職員数が多い津久井やまゆり園で虐待が疑われる事案が起きたことなどから、支援水準と職員配置は連動しないという見方が一部にあります。それは誤った類推であり、常勤職員を基幹とした十分な職員配置は不可欠の条件です。

ウ 県の日常的モニタリングは間接的で形骸化しやすく、津久井やまゆり園事件でもこの弱点が露呈して、凄惨な殺傷事件につながったといえます。指定管理者に不都合な事実がそのまま県に報告されるとは限りません。

現地に出向いてのモニタリング、必要に応じた実地指導など、これを一般法人向けに実施したら過度の介入となるかも知れないことでも、指定管理なら県の責務として当然のことです。

エ 定期的に他の施設（県直営、他法人の指定管理、民間経営）と職員交流し、支援の現場で実地に相互研修を行うことも、外部の目を日常的に施設の中に入れるという意味で有効です。（直営施設の改善にも共通）

(6) 第二として、直営施設の管理運営についても改善できます。民営化の目的とされる「柔軟で、効果的、効率的なサービス」は直営でも可能だからです。

県の財務規則で入所施設特例を設ける、民間のように現場に裁量権を持たせるなどの自己

努力を行えば、直営でも民間施設と同レベルの運営になります。直営では無理だという先入観により、委託するしかないという考え方に県自身が陥っているのです。

逆に、民間のような収支バランス前提の運営ではなく、県民ニーズに即応する新たなサービスを展開できるメリットも直営施設にはあります。現場の意見を十分に聞いた評価をお願いします。

3 県障がい福祉計画（第五期）の「施設から地域へ」という目標の具体化について

(1) この目標を本当に具体化させるには、重度障がいがある人たちでも安心して地域で暮らし続けることができるような仕組みが必要だと、私たちは考えています。

ここで、大切にすべきなのは、現行の第五期計画に関連する諸課題がすでに適切に整理されているということです。例えば、次の通りです。

ア 施設機能については、住まいの場であると共に、地域移行の準備や支援、レスパイトなど地域で暮らす障害者へのサービス提供が必要である。

イ 津久井やまゆり園再生に向けた利用者の意思決定支援、地域生活移行の促進などを「県内の施設入所者全体に広げ、重度の障がい者を含め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」が必要である。

ウ 「重度障がい者を受け入れ可能なグループホームの整備、運営の支援、人材養成、助言指導、体験利用の促進」が必要である。

(2) しかし、その具体的な目標設定になると、施設の入所定員数の削減などで今一步踏み込めておらず、現状の困難さを追認しているようです。

障がい者への偏見と差別の多くは、学校や施設という制度によって、子どもの頃から地域の暮らしと分離されている現状に起因しており、津久井やまゆり園事件から学ぶべき教訓のひとつです。入所施設が「住まいの場」として改善されたとしても、施設の存在そのものによって日々の暮らしが分離されている現状を、公立施設と民間施設の共同の取り組みで段階的に変えていく必要があります。他の選択肢では不安だからと、施設へ入所しなくてもよい時代こそが、本当の「共に生きる社会」ではないでしょうか。

神奈川県は障がい福祉計画を地域での暮らしを本筋とする方向へと、現実的にかじを切る必要があります。これは県の政策的課題であり、入所規模の縮小と機能転換を計画的に具体化することです。施設か地域化ではなく、重度重複障がいがあっても、地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みをつくること、施設はそれを支援できるようにして、利用者本人が選べるようにすることです。その意味で、2月1日付け骨子（案）にある「神奈川方式の給付制度」をぜひ実現して、必要な予算を十分に確保してください。

陳情番号	73	付議年月日	3 . 6 . 2
件名	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いもので在った為、医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。</p> <p style="text-align: center;">告訴状</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月9日</p> <p>横浜地方検察庁 検察官 殿</p> <p style="text-align: right;">〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎</p> <p style="text-align: right;">〒231-0588 横浜市中区日本大通1</p> <p style="text-align: right;">被告訴人 黒岩祐治 同所 被告訴人 水町友治 同所 被告訴人 岡田計一 同所 被告訴人 佐久間剛 同所 被告訴人 廣瀬剛彦 同所 被告訴人 高橋良治 同所 被告訴人 今井雅裕 同所 被告訴人 榊枝伸和 同所 被告訴人 市村勇作</p> <p>上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。</p>			

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	80	付議年月日	3.9.16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生^の蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県^の施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、<u>国から問題提起</u>されているほど酷いものである。</p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生の高蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の実策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。</u></p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	85	付議年月日	3 . 9 . 22
件名	地上放送における手話通訳付与に関する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
[要旨]			
<p>ろう者がテレビを通して、手話で情報を得る権利及びさまざまな文化を享受する機会を保障するための施策を早急に実施することを求める意見書を国に対して提出することを要望します。</p>			
[理由]			
<p>日本国内で手話を使用して生活しているろう者は約8万人いると計算されており、神奈川県内にも約5,500人います。しかし、現在の地上放送全体の中の手話通訳を付与または出演者が手話を使用している手話放送の割合は非常に低く、NHK総合は約0.5%、NHK教育は約2.8%、民放平均は0.25%しかありません。このような状況は、ろう者が、聞こえる人と同等にテレビを通してリアルタイムで情報を得、さまざまな文化を享受する権利を奪われていることを如実に示しています。このような状況を早急に改善し、国連が定めたSDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念、障害者権利条約及び障害者差別解消法の主旨に基づき、ろう者が手話により情報を受ける権利やテレビ番組等の文化的な活動を享受する機会を保障するために、国として以下のような施策を実施することが必要であると考えます。</p>			
1 地上放送における手話通訳の付与の義務化			
<p>地上放送における手話言語の付与は、2018年総務省より公表された「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において「2027年度までに平均15分／週以上に手話付与」とする目標が示されています。</p>			
<p>しかし、現在の手話付与の目標値は字幕放送と比較すると著しく低く、手話を使用して生活しているろう者は、聞こえる人と同様にテレビを通して必要な情報を受け取ることや、様々な文化を楽しむことができないでいます。</p>			
<p>また、東京2020オリンピックの閉会式では、NHK・Eテレにおいて「ろう者のキャスターによる手話解説」が放映されていましたが、NHK総合の放送では一部のみにワイプによる手話が付与され、全編への手話の付与はされませんでした。</p>			
<p>ワイプではなく大きく映される手話通訳に対し、好意的でない視聴者の意見は一定数存在しますが、国連の定めた「誰ひとり取り残さない」という理念に鑑み、「誰もが平等に、リアルタイムで、各人の望む形で情報を受け取り、文化を享受できる」という「放送のあるべき姿」を作り上げていくための環境整備こそ、国が積極的に関与していくべきことであり、</p>			

「平等であること」の意識醸成が重要であると考えます。

上記の指針の目標値等の見直しが2022年度に実施されていると伺っております。この見直しをきっかけに、ろう者も手話により、聞こえる人と同様にテレビを通して必要な情報を受け取り、様々な文化を楽しむことができるよう、手話通訳付与を義務化することを求めます。

2 放送におけるアクセシビリティの改善や手話通訳の付与を促進するための助成の充実

放送分野においてキー局については字幕の付与は大きく前進していますが、地方局のオリジナル番組への字幕付与やキー局であっても手話通訳の付与は低調であり、引き続き「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」等で、国としても目標を掲げていく必要があります。

これまでも総務省において字幕・解説番組等制作費の一部助成が行われていますが、この助成予算額が年間4～5億円ほど、制作費の2分の1～6分の1の上限となっているほか、字幕・解説音声及び手話を付与するための追加的な経費をスポンサー等が負担していないことが条件となっている等、その条件が厳しく、申請についても在京キー5局が多くを占めている状況です。

放送アクセシビリティの環境を整備し、地域格差をなくしていくためにも、より多くの放送局がこれらの助成金を活用できるよう、助成事業の強化（助成額の増加、助成比率の見直し等）を求めます。

健康醫療局關係陳情

陳情番号	28	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	国に対して、公立・公的病院の「再編・統合」の強制を改めることの意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、全国424の公立病院と公的病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」として対象となる病院名を公表し、神奈川県でも、10病院を公表しました。神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。そうした実情を見ることなく出された唐突な公表に対し、名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県は、10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、「いずれも地域に必要な医療機関との認識」としています。地域的・個別的な事情を考慮することなく、特定のデータ、全国一律の基準によって再編・統合の検討を求める方法を改めるよう、国に対する「意見書」の提出を陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、公立公的病院の4分の1超にあたる全国424病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名を公表しました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには県内10病院が含まれています。</p> <p>厚生労働省の唐突な公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。神奈川県は10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、①県民のいのちを守るために適切な医療を提供していくことが何よりも大切。②現場感覚を踏まえると、いずれも地域に必要な医療機関との認識。③当該医療機関が今後も必要な機能を担うとともに、県民が不安にならないよう、当事者である医療機関をはじめ、まずは地域の医療機関等と話し合いながら、地域全体との望ましい医療のあり方について、しっかり検討していくとし、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめていくとしています。</p> <p>このように、神奈川県が賢明な判断に立って対応されていることを、大いに評価します。今回の公表と要請は、地方自治の自主性と権限をないがしろにする行為だと言わざるを得ません。こうした行為を二度と行わないよう、国に対する意見書の提出を要望します。</p>			

陳情番号	79	付議年月日	3 . 9 . 8
件名	新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><陳情の要旨></p> <p>「新型コロナウイルスワクチン接種」を直ちに中止し、健全な社会を取り戻して下さい。</p> <p>「新型コロナウイルスワクチン」は、治験が終了しておらず安全性が確認されていません。治験期間中のワクチンを広く市民に接種することは「人体実験」と同じです。また、新型コロナによる死亡者0名の子供や若年層にはワクチン接種の根拠はなく、接種は全く必要ありません。</p> <p>安全性が確認されておらず、7月23日時点で750人以上の死亡や重篤な副反応を引き起こす「新型コロナウイルスワクチン接種」を直ちに中止することを強く求めるものです。</p> <p><陳情の理由></p> <p>令和3年6月9日時点での新型コロナウイルス感染症による死亡率(死亡者数の検査陽性者数に対する割合)は、30代以下:0%、40代:0.1%、50代:0.3%、60代:1.3%、70代:4.8%、80代以上:13.1%です。80代以上の死亡者の平均年齢は平均寿命とほぼ同じです。</p> <p>このように死亡率がごく低いにもかかわらず、国民全員に対してワクチン接種を勧める政府の方針に反対し、6月24日、新型コロナウイルスワクチンの安全性を懸念する全国の医師や議員450名が厚生労働省にワクチン接種の中止を求める連名の嘆願書を提出しました。この中で、発起人の高橋徳・米ウイスコンシン医科大学名誉教授は、厚生労働省のホームページで公表されているデータをわかりやすく説明し、「死亡率が非常に低く、感染者の80%が軽症にもかかわらず、安全性もまだ分かっていない遺伝子ワクチンを国民全員に接種させる必要があるのか疑問だ」と説明されています。新型コロナウイルスワクチン接種を受けた方の死亡や重篤な副反応は増加する一方です。インフルエンザワクチンは過去10年間(2009.10~2020.04)の接種で死亡者19名に対し、新型コロナウイルスワクチンはたった4ヵ月半で、接種後の死亡者550名以上の異常事態です。</p> <p>また、新型コロナによる死亡者0名の子供や若年層に対しても、ワクチン接種を止めようとしません。死亡者がいない以上、ワクチン接種を勧める根拠は見当たりません。このような異常な政策は、あらゆる場所で同調圧力を生み出しワクチン接種による被害を拡大する要因となっています。</p>			

兩局共管陳情

陳情番号	72	付議年月日	3.5.26
件名	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>日頃より国民のいのちと健康を守るためご尽力いただいていることに感謝と敬意を表します。コロナ禍から1年以上が経過し、全ての国民が社会保障・経済・暮らし等が崩壊することのないよう感染拡大防止に努めています。そのような中、国内でも新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施が医療従事者等から優先的に開始され、今後は一般の方々へと進んでいきます。一層広範囲に及ぶ地域住民の方々への接種率を高めるためには、公平且つ円滑な対応ができる体制づくりが自治体等で求められるとともに、接種者自身が安心して受けることができる休業補償や副作用に係る補償を十分に整える等の双方が必要不可欠です。</p> <p>先日3月25日付に日本医療労働組合連合会は、医療・介護労働者の実態調査を基にした「第7次新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要請書」を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出し、その内容のひとつとして、ワクチン接種の副反応により休業や退職を余儀なくされた場合には休業補償や生活保障を行うことと記載されています。</p> <p>現在、先行して医療従事者等へのワクチン接種が進んでいますが、接種が原因で体調不良（めまい・発熱・だるさ等の深刻性は軽度だが休業が必要と判断した症状）を引き起こしている方も出てきています。一方で副作用についての休業補償は不十分であり、年次有給休暇の活用や欠勤扱い等で休業せざるを得ない実態があります。</p> <p>これから一般の方々へのワクチン接種を進めるにあたり休業に対する補償等が乏しいことから、ワクチン接種の拒否や生活面を考慮する際に受けたくても受けられない方々（時間給労働者等）が一定数存在し、その結果としてコロナ感染者を出さない取り組みにブレーキが掛かることを懸念しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>コロナ禍を一日でも早く脱却し、誰もが安心して暮らせる社会を取り戻すために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンを接種した副反応発生者に対し、予防接種健康被害救済制度に基づく救済制度を一層充実させるとともに、休業や退職を余儀なくされた場合には、上記救済制度による救済に加えて、休業補償や生活保障を行うこと</p> <p>(2) ワクチン接種に係る十分な医療体制の整備とともに、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に財政支援等を更に行うこと</p>			